

～白石市ツキノワグマ対策誘引木伐採 事業費補助金のお知らせ～

市では、ツキノワグマを誘引するおそれがある柿や栗などの木を伐採する所有者の方に対し補助金を交付します。

1. 対象者

所有する柿や栗などの木を令和8年4月1日以降に伐採事業者等に委託して伐採する方

2. 対象経費・補助率

伐採にかかる委託料の2分の1以内、上限10万円（千円未満切り捨て）
※自ら伐採した場合は対象外

3. 対象条件・注意事項

- (1) 半径約200m以内に住家があること
 - (2) 農地の保全を目的とした伐採や生産・出荷を目的とした果樹でないこと
 - (3) 伐採は根元から行うこと（枝払いのみは対象外）
 - (4) 伐採後は再成長しないように維持管理を行い、新たな誘引木を植えないこと
- ※伐採した木に関して紛争が発生した場合は、自己の責任において解決してください。

4. 申請・交付の流れ

申 請

「交付申請書・同意書(様式第1号)」に記入し、
農林課（白石市農林振興センター内）に提出してください。

< 申請時添付書類 >

- ・ 誘引木の場所が分かる位置図
- ・ 誘引木の伐採前の状況が分かる写真
- ・ 伐採経費、内訳を確認できる書類の写し（見積書など）

交付決定後に伐採実施

申請書類の内容を審査後、申請者あてに交付決定通知書を郵送します。
通知が届いたら伐採を実施してください。

実績報告

伐採完了後、「実績報告書（様式第4号）」を記入し、
農林課（白石市農林振興センター内）に提出してください。

<実績報告時添付書類>

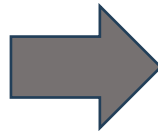
- ・ 誘引木の伐採後の状況が分かる写真
- ・ 委託料の支払いを証明する書類の写し（領収書など）
- ・ 振込先の店舗番号、口座番号、フリガナが記載された通帳の写し

補助金交付

申請書類の内容を審査後、約2～3週間後に指定の口座へ振り込まれる
予定です。

5. その他

申請書等のダウンロード、補助金の内容の詳細については、白石市ホームページより
ご確認ください。



【お問い合わせ先】

白石市市民経済部農林課
有害鳥獣対策係

TEL：0224-22-1253
メール：norin@city.shiroishi.miyagi.jp